

発議案第1号

君津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月25日

提出者 議会運営委員会

副委員長 松本 裕次郎

君津市議会議長 小 倉 靖 幸 様

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、条例の規定を整理するため、君津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年君津市条例第2号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 君津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年君津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削る。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 49 条において」を削る。

第 28 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 48 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 49 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 2 条 君津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 3 条 君津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第 54 条から第 56 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(3) 第3条の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 令和7年6月1日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

君津市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 (定義) 第2条 省略 2～3 省略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号_____）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 省略 (利用及び提供の制限) 第12条 省略 2～4 省略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 表 省略	(定義) 第2条 省略 2～3 省略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>_____「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13 省略 (利用及び提供の制限) 第12条 省略 2～4 省略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 表 省略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 省略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ 省略

(2)～(3) 省略

3 省略

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、____自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下____「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下____「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 省略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下____「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 省略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生____に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ 省略

(2)～(3) 省略

3 省略

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第49条において「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)～(2) 省略

3 省略

（訂正請求権）

第32条 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 省略

（訂正請求の手続）

第33条 省略

2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)～(2) 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)～(2) 省略

3 省略

（訂正請求権）

第32条 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 省略

（訂正請求の手続）

第33条 省略

2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報があるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)～(2) 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

（利用停止請求の手続）

第40条 省略

2 省略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第2条による改正

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

（利用停止請求の手続）

第40条 省略

2 省略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(定義)

第2条 省略

2～9 省略

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 省略

(利用及び提供の制限)

第12条 省略

2～4 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号 省略		
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保

(定義)

第2条 省略

2～9 省略

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 省略

(利用及び提供の制限)

第12条 省略

2～4 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号 省略		
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保

		管されているとき、 又は番号利用法第 29条の規定に違 反して作成された 特定個人情報ファ イル（番号利用法第 2条第10項に規 定する特定個人情 報ファイルをい う。）に記録されて いるとき
第39条第1項第2号 省略		

第3条による改正

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報をも自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

		管されているとき、 又は番号利用法第 29条の規定に違 反して作成された 特定個人情報ファ イル（番号利用法第 2条第9項に規 定する特定個人情 報ファイルをい う。）に記録されて いるとき
第39条第1項第2号 省略		

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報をも自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。